

「令和4年度山形県食品衛生監視指導計画（案）」に対する意見募集結果

1 意見募集期間 令和4年2月22日（月）から3月15日（火）まで

2 御意見等の数 3件（意見提出者 2人）

3 提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

番号	項目	御意見の概要	県の考え方
1	第3 監視指導 体制等に 関する事 項	国、他の都道府県等との連携、県関係 部局との連携に関する図の意図がわ かりづらい。山形市保健所の位置づけ が必要ではないか。 また、県の保健所は組織上、各総合支 庁に位置づけされているが、業務内容 を示した表ではあえて分けて記載し ているのか。	当該図は、食品安全衛生課の所管する監視 指導業務において、関係省庁や他の都道府 県等（政令市、中核市等を含む）、県の関 係部局と連携する旨を示すものです。山形 市保健所は「他の都道府県等」に含みます。 なお、ご指摘のとおり県保健所は県の組織 としては各総合支庁内に位置付けられま すが、一般にわかりやすいよう、業務内容 を示した表では分けて記載しております。
2	第4 監視指導 や食品検 査等に関 する取組	食品等事業者に対する監視指導は厳 しい対応としてほしい。 食中毒以外の場合でも、監視指導を徹 底してほしい。	監視指導計画に基づき、監視指導を実施し てまいります。
3	第4 5 新た な営業許 可・届出制 度への円 滑な移行	制度変更により、これまで届出だった 漬物製造業が許可業種となるなど、大 きな変化がみられる。 本県の漬物文化の一端を担ってきた 方々が事業継続を断念することがな いよう、丁寧な指導をお願いしたい。	新たな営業許可・届出制度については、食 の安全や衛生管理の標準化を踏まえた法 改正に基づくものであり、これまで講習会 や監視指導の際に周知を行ってきたとこ ろです。 衛生管理の重要性を踏まえ、事業所の特性 に応じて、今後もきめ細やかに対応してま いります。